

静岡県立袋井商業高等学校 保護者の皆さまへ

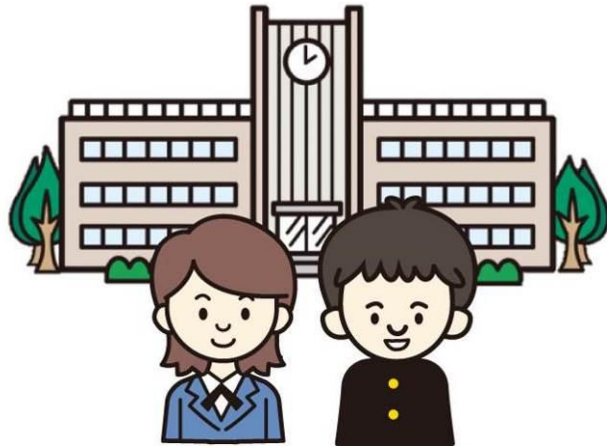
学生・こども総合保険のご案内

《学生・こども総合保険》

《学生・こどもプラン、自転車プラン、学生・こども(自転車充実補償)プラン》

保険期間:平成31年4月6日午前0時～平成34年3月31日午後4時

この制度で、被保険者(補償の対象者)となる方の範囲については、12ページをご覧ください。



団体割引5%適用!!

※保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果4ページと異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

申込期間

平成31年4月5日(金)～平成31年4月5日(金)

(申込期間内に加入申込票をご提出先に到着するように提出してください。)

加入申込票提出先

書道教室

＜保険料の払込方法＞

- 保険料払込方法:加入申込票に必要事項をご記入の上、代理店へ保険料を添えてお申込みください。(一時払)

お問い合わせは

〈取扱代理店〉

遠州鉄道株式会社 (10時30分～16時30分)

所在地: 〒430-8655

浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館事務所フロア10階

TEL: 053-457-5512

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

浜松支店 浜松法人営業第二課

所在地: 〒430-0944

浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル10階

TEL: 053-454-1538

静岡県立袋井商業高等学校

5つのメリット

1 団体割引5%適用

この契約は団体契約で5%の団体割引が適用されます。



2 ケガによる通院は1日目から補償

- ・万一の入院はもちろん、ケガによる通院だけでも、1日目から補償が受けられます。
- ・日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。



3 簡単なお手続

加入申込票のご提出と保険料の払込みだけで、お申込みは完了です。



4 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護などに関するご相談や、税務・暮らしのトラブルに関するご相談を通話料無料でお受けする、生活サポートサービスが利用できます。(本契約の引受保険会社である三井住友海上の提供)

5 充実した補償

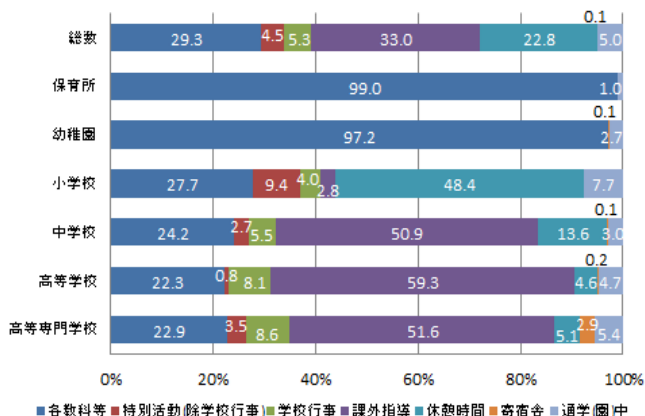
学生・子どもプランでは、学校生活など日常生活でのケガから、旅行・スポーツなどのレジャー中のケガまで、幅広い補償をご提供します。

特に自転車事故の補償が手厚いプラン(学生子ども(自転車充実補償)プラン)やケガの補償を自転車事故のみに絞ったプラン(自転車プラン)もご用意しています。

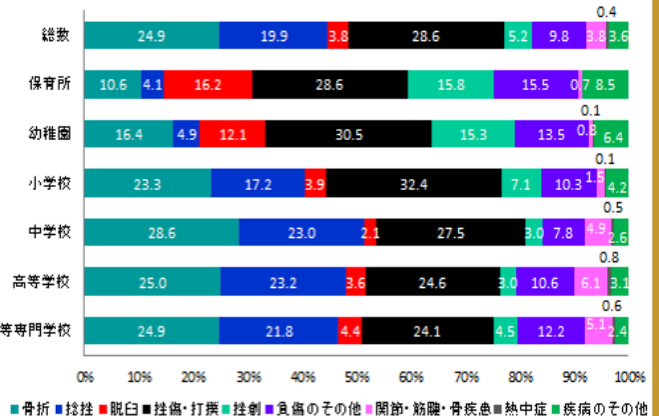
- ・若い方の後遺障害はその後に与える影響が大きいため、追加支払を行うセットを用意しました。
- ・扶養者の方に万一の事故があった場合の育英費用を補償します。
- ・日常生活における賠償責任も補償します。

補償の必要性

【負傷・疾病における場合別発生割合】



【負傷・疾病における種類別発生割合】



出典:「学校の管理下の災害[平成27年版]」 独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成27年11月発行

学校の管理下の災害については、上図のように授業中や課外指導(クラブ活動中)といった学内での発生が多くっており、また、負傷種類は比較的軽度な「挫傷」「打撲」から症状の重い「捻挫」「骨折」へと、年齢が上がるにつれて発生割合が移行しています。

自転車事故による高額賠償判決が出されています

損害賠償責任を最大3億円まで補償

自転車運転中に相手に衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

以下のとおり、自転車事故の加害者に高額賠償を命じる判決が出されています。



主な高額賠償事故例

賠償額	判決	事故の概要
約 9,500 万円	2013 年 7 月 4 日 (神戸地裁判決)	小学 5 年男子児童が、自転車に乗って坂道を時速 20～30 キロで下った際、散歩途中の女性に衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
約 9,300 万円	2008 年 6 月 5 日 (東京地裁判決)	男子高校生が昼間、歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を同じく自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
約 5,400 万円	2007 年 4 月 1 日 (東京地裁判決)	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性 (55 歳) と衝突。女性は頭蓋内損傷等で 11 日後に死亡した。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・子ども総合保険にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療 年中無休24時間対応

- 健康・医療相談(医師相談は一部予約制)
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス(各種人間ドック機関紹介等)
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談(医師相談は一部予約制)

介護 年中無休24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
- 認知症に関する情報提供と悩み相談

暮らしの相談 平日14:00～17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談 弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス 平日10:00～17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL : http://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html

* サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

* 平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をいいます。

* お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。

* 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

* 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補償内容

学生・子どもプラン、学生・子ども（自転車充実補償）プラン、自転車プランは、こんなときにお役に立ちます。

※ご加入のプラン内容により補償される項目が異なります。

学校生活だけでなく、日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

★：学生子ども（自転車充実補償）プランにご加入される場合、「★」が付されているケガの補償が厚くなります。また、自転車プランのみに加入される場合、ケガの補償について、「★」が付されているケガのみが補償対象となります。

ケガの補償

学校内でのケガ



ドライブ中のケガ



バス通学途中でのケガ



ハイキング中の事故によるケガ



スポーツによるケガ



自転車で転んでのケガ ★



自転車との接触によるケガ ★



歩行中に自動車にはねられてのケガ



地震によるケガ



食中毒になったとき



熱中症になったとき



日常生活における賠償事故の補償

野球で近所のガラスを割った



自転車で通行人にケガをさせた



※ご家族も被保険者となります。被保険者の範囲は15ページ「契約概要のご説明」の「1. (1)商品の仕組み」をご参照ください。

ケガにより扶養者に万一のことがあった場合の補償

扶養者がケガ（交通事故等）で亡くなった



ケガ

育英費用保険金

保険金額を一時金でお支払いします。

その他の補償

携行品損害保険金

鞆をひったくられた



ご加入できるプラン内容（保険金額と保険料）

セット名	学生・子どもプラン	自転車プラン		学生・子ども(自転車充実補償)プラン				
	Aセット	Bセット	Cセット	Dセット		Eセット		
保険料(一時払)	30,000円	10,000円	5,000円	20,000円		15,000円		
お支払いの対象となる事故	日常生活 中の事故	自転車事故		日常生活 中の事故	自転車事故	日常生活 中の事故	自転車事故	
傷害 保険 金	死亡・後遺障害保険金額※1	107.8万円	194万円	95万円	55.6万円	255.6万円	30.7万円	241万円
	後遺障害の追加支払倍数	1倍	—	—	0倍		0倍	
	入院保険金日額※2	3,000円	10,500円	3,000円	1,200円	13,400円	1,000円	9,000円
	通院保険金日額	1,500円	7,550円	2,400円	750円	6,750円	500円	5,300円
賠償責任保険金額	3億円	1億円	1億円	1億円		1億円		
育英費用保険金額	10万円	—	—	10万円		—		
携行品損害保険金額※3 (免責金額:3,000円)	20万円	—	—	—		—		
保険期間	平成31年4月6日～平成34年3月31日							

- 自転車プランおよび、学生・子ども(自転車充実補償)プランの自転車事故の上乗せ補償部分(「自転車事故」の保険金額と「日常生活
中の事故」の保険金額の差額分)には、自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされます。
- 上記は職種級別A(学生・生徒等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている場合(アルバイトを除きます。)は、保険料
が異なることがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 学生・子どもプランおよび、学生・子ども(自転車充実補償)プランには、天災危険補償特約がセットされます(学生・子ども(自転車充
実補償)プランの自転車事故の上乗せ補償部分にはセットされません。)
- 学生・子どもプランおよび、学生・子ども(自転車充実補償)プランには、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされ
ます(学生・子ども(自転車充実補償)プランの自転車事故の上乗せ補償部分にはセットされません。)
- 学生・子どもプランおよび、学生・子ども(自転車充実補償)プランには、熱中症危険補償特約がセットされます(学生・子ども(自転車
充実補償)プランの自転車事故の上乗せ補償部分にはセットされません。)
- 上記セットには長期保険特約がセットされます。
- 保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更され
る場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※1 後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

※2 手術を受けた場合は手術保険金(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)を
お支払いします。

※3 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、10ページ～11ページの「用語のご説明」をご参照ください（各欄の初出時のみ※印を付しています。）。

- 自転車搭乗中等のみ補償特約をセットした場合、次に掲げるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。
 - ① 自転車※に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 - ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
死亡保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●9ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （次ページに続く）
傷害保険金（傷害案項） 後遺障害保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、各保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
後遺障害保険金の追加支払	○	○	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。	お支払いした後遺障害保険金の額に加入者証等記載の倍数を乗じた額をお支払いします。	

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
傷害保険金(傷害条項)	入院保険金	○	○	<p>[入院保険金日額] × [入院した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>(前ページから続く) <自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合></p> <p>前ページの保険金をお支払いしない主な場合に追加される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 自転車[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>
	手術保険金	○	○	<p>次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院[※]中に受けた手術[※]の場合… [入院保険金日額] × 10 ② ①以外の手術の場合… [入院保険金日額] × 5 (注) 1事故に基づくケガ[※]について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>	<p>前ページの保険金をお支払いしない主な場合から除外される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 ● 9ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具を用いて競技等[※]をしている間のケガ
	通院保険金	○	○	<p>[通院保険金日額] × [通院した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ[※]を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>前ページの保険金をお支払いしない主な場合から除外される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、扶養者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 入浴中の溺水[※](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)[※]によって生じた肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>
育英費用保険金(育英費用条項)	○	○	<p>扶養者[※]が、保険期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害[※]の状態になられた場合</p> <p>育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1) 育英費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>前ページの保険金をお支払いしない主な場合から除外される事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、扶養者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 入浴中の溺水[※](ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)[※]によって生じた肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>	

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
賠償責任保険金(賠償責任条項)(賠償責任条項の一部変更に関する特約セット)	○	○	<p>次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物^(※1)を壊したりしたこと。</p> <p>ア. 住宅^(※2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>②補償対象受託物^(※3)の破損、紛失または盗取^(※4)(住宅^(※5)内保管中または一時的に住宅^(※5)外で管理している間に限ります。)</p> <p>(※1)情報機器等に記録された情報を含みます。</p> <p>(※2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※3)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、9ページの「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。</p> <p>(※4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物^(※3)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p> <p>(※5)被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。</p> <p>①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者[*]、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。</p> <p>なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。</p> <p>(注)同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用^(※)等をお支払します。</p> <p>(※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と世帯を同じくするまたは同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●9ページの「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
	国内	国外			
(携行品損害補償特約) 携行品損害保険金	○	○	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*)に損害が生じた場合 (*)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、9ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>	<p>被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)から免責金額*(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度*ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族*の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これら事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●9ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。
 (※2)グライダーおよび飛行船を除きます。
 (※3)職務として操縦する場合を除きます。
 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

補償対象外となる主な「受託物」

通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物
 など

補償対象外となる主な「携行品」

株券・有価証券・印紙・切手(乗車券等、通貨および小切手は補償の対象となります。)、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、パスポート、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車・原動機付自転車・自転車およびこれらの付属品、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物・植物等の生物
 など

◆前記以外の主な特約について

<p>天災危険補償特約</p>	<p>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ[※]の場合も、傷害保険金および育児費用保険金をお支払いします。</p>
<p>細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約</p>	<p>細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ[※]に含め、保険金をお支払いします。</p>
<p>熱中症危険補償特約</p>	<p>日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金をお支払いします。</p>

用語のご説明

用語	説明
あ	
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
か	
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
競技等	競技、競争、興行 ^(*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みません。 (*)いずれもそのための練習を含みます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(*)1) を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ^(*)2) ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*)2)本契約(自転車搭乗中のみ補償特約がセットされた補償部分を除く)には「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされています(9ページ参照)
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等 [*] の固定具を装着した場合に限りです。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
後遺障害	治療 [*] の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないものを除きます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

用語	説明
さ	
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
時価額	再調達価額 [※] から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品である場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
重度後遺障害	後遺障害 [※] のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等 [※] を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療 [※] に該当する診療行為 ^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療 [※] を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 [※] 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者 [※] および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術 [※] を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
治療	医師 [※] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療 [※] を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
な	
入院	自宅等での治療 [※] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [※] の管理下において治療に専念することをいいます。
は	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
扶養者	被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
保険年度	保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度とします。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…とします。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
ま	
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は静岡県立袋井商業高等学校が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。
また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- お申込人となれる方は静岡県立袋井商業高等学校に在籍する学生・生徒の保護者に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は、静岡県立袋井商業高等学校に在籍する学生・生徒（入学等手続を終えた方を含みます。）です。
- この保険の保険期間は平成34年3月31日までとなります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」^(*)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となる場合がありますのでご注意ください。
 - ①始期日時点で被保険者が満15才未満の場合
 - ②保険契約者と被保険者（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が引受保険会社所定の書面がないとき
- 「同種の危険を補償する他の保険契約等」^(*)がある場合は、加入申込票の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。
(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときのご連絡**（連絡先は19ページ参照）
保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- 引受保険会社所定の同意書
- 死亡診断書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 診療状況申告書
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？(自転車プランを除きます)
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

このパンフレットは、学生・子ども総合保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、子ども総合保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

契約概要のご説明（学生・子ども総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者としてご加入いただける方	保険期間の末日において満23才未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）に限ります。 ^(*)
対象となる学校教育法に定める学校	①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校 ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校の高等部 ⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程） ⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。
扶養者として指定できる方	被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方とします。 ①被保険者の親権者であること（被保険者が成年である場合を除きます。） ②被保険者と同居していること（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。） ③被保険者の属する世帯の生計を維持していること
被保険者の範囲	下記以外
	賠償責任保険金

- (*) 1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2. 入学手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は5ページ～11ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

5ページ～11ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

5ページ～11ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

8ページ～11ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、平成31年4月6日から平成34年3月31日までです。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)ご加入後における注意事項(通知義務等) <ご契約の引受範囲> <ご契約の引受範囲外>」(17ページ)をご参照ください。(自転車プランを除きます)
- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、4ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるよう設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(自転車プランを除きます)・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。19ページの「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（学生・子ども総合保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は静岡県立袋井商業高等学校が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印などの印がついている項目が告知事項です（告知事項の項目は加入申込票でご確認ください。）。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

- 被保険者の「職業・職務」（自転車プランを除きます）
- 他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)(自転車プランを除きます)

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞	下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票等の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。 また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

また、次の①または②に該当する場合もご加入内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①扶養の有無または扶養者の変更(自転車プランを除きます)
- ②学校の種類の変更

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
学生・子ども総合保険 賠償責任条項	自動車保険 日常生活賠償特約
学生・子ども総合保険 育英費用条項	GK ケガの保険 育英費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

5ページ～11ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者^(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

(*) 傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

＜育英費用条項について＞

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。

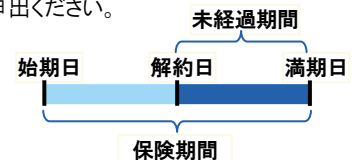
なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

- ① 引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合
- ② 被保険者本人が独立して生計を営むようになられた場合
- ③ 被保険者本人が扶養者により扶養されなくなった場合

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

12ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

20ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは
＜取扱代理店＞遠州鉄道株式会社（10時30分～16時30分） TEL：053-457-5512
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料） 受付時間：平日 9:00～20:00 / 土日・祝日 9:00～17:00 （年末・年始は休業させていただきます。）
万一、事故が起こった場合は
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料） <small>事故は いち早く</small>
指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808〔おたがやル（有料）〕 受付時間： 平日 9:15～17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ http://www.sonpo.or.jp/ ）

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。